

平成 2 7 年 3 月 2 6 日

平成 2 7 年第 1 回 岬町 議会 定例会

第 3 日 会議録

平成27年第1回(3月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成27年3月26日(木)午前10時05分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	田 島 乾 正	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	(欠員)	9番	竹 原 伸 晃	10番	出 口 実
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	中 原 晶
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 0 名

傍 聴 1 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	水道事業理事	鶴久森 敦
副 町 長	中 口 守 可	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	岸 野 行 男
教 育 長	笠 間 光 弘	しあわせ創造部 理 事	串 山 京 子
まちづくり戦略室 長兼町長公室長	保 井 太 郎	都市整備部理事	木 下 研 一
総 務 部 長	古 谷 清	都市整備部理事	家 永 淳
財政改革部長	四至本 直 秀	都市整備部理事	早 野 清 隆
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	会 計 管 理 者	廣 田 節 子
都市整備部長	末 原 光 喜	人 事 担 当 課 長	廣 田 尚 司

教育次長 中田 道徳

保険年金課長 松井 清幸

危機管理監 岸本 保裕

企画政策監 西 啓介

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 谷下 泰久

議会事務局主幹 増田 明

---

#### 議事日程

- 日程1 三常任委員長報告
- 日程2 議案第37号 平成26年度岬町一般会計補正予算（第7次）の件
- 日程3 議案第38号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
- 日程4 議案第39号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件
- 日程5 議案第40号 岬町国民健康保険条例の一部を改正する件
- 日程6 報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件
- 日程7 議員提出議案第1号 岬町議会委員会条例の一部を改正する件
- 日程8 意見書案第1号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書

(午前10時05分 開会)

○奥野 学議長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成27年第1回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻、午前10時05分です。本日の出席議員は13名です。欠員1名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○奥野 学議長 日程1、三常任委員長報告を行います。

過日3月5日の本会議において、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいたその結果を、三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、豊国秀行君。

○豊国事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をします。

3月5日の本会議において、本委員会に付託されました8件の議案については、3月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第2号、平成26年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第5号、平成27年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第8号、平成27年度岬町下水道事業特別会計予算の件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第9号、平成27年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第15号、平成27年度岬町水道事業会計予算の件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第24号、岬町基金条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第26号、岬町手数料条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第31号、岬町営住宅条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された8議案について、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは、事業委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、川端啓子君。

○川端厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

3月5日の本会議において、本委員会に付託されました16件の議案については、3月11日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第2号、平成26年度岬町一般会計補正予算(第6次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第3号、平成26年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件については、委員会記録のとおり質疑討論なく、満場一致で可決されました。

議案第5号、平成27年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第6号、平成27年度岬町国民健康保険特別会計予算の件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第7号、平成27年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第10号、平成27年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件については、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第11号、平成27年度岬町国民健康保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件については、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第19号、岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例を制定する件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第20号、岬町立子育て支援センター条例を制定する件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第21号、岬町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を制定する件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第22号、岬町指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定する件については、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第27号、岬町立保育所条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第28号、岬町介護保険条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第29号、岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第30号、岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第35号、岬町保育所における保育に関する条例を廃止する件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された16議案について、私の委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○奥野 学議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、道工晴久君。

○道工総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告を行います。

3月5日の本会議において、本委員会に付託されました13件の議案については、3月12日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付いたしております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第2号、平成26年度岬町一般会計補正予算(第6次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第4号、平成26年度岬町立淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第5号、平成27年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論・賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第12号、平成27年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件、議案第13号、平成27年度岬町深日財産区特別会計予算の件、議案第14号、平成27年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件までの3件については一括議題とし、委員会記録のとおり質疑・討論なく、3件とも満場一致で可決されました。

議案第17号、岬町交流センター条例を制定する件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第18号、岬町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を制定する件については、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第23号、岬町行政手続条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第25号、岬町税条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑・討論な

く、満場一致で可決されました。

議案第32号、中央教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する件については、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第33号、岬町立幼稚園条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第34号、岬町立テニスコート条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された13議案について、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから議案第2号、平成26年度岬町一般会計補正予算(第6次)の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号、平成26年度岬町一般会計補正予算(第6次)の件について、起立により採決します。本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。三常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成26年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号、平成26年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件について、起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成26年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第1次）の件について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号、平成26年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第1次）の件について、起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成27年度岬町一般会計予算の件について討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原 晶議員 来年度の一般会計予算について賛同しかねるという立場から討論に参加します。

子ども医療費の助成制度は、来年度の一般会計予算には計上されていないものの、本日、後ほど提案される補正予算において国の補助金を活用し、通院でも中学卒業までの対象の拡大が図られる見通しであり、子育て世帯にとっての大きな支援となることは間違いありません。

大阪府の制度改定が対象年齢については拡大されたものの、所得制限を強化するというだまし討ちのような結果になったにもかかわらず、町としての英断を下したことは高く評価するものがあります。

各種健診事業においても、大腸がん検診の無料化や妊婦健診における健診項目の拡充が図られ、安心して出産できる環境を整える努力も認められます。

災害時要援護者の把握のための地図データ化の事業は、迅速で確実な避難の支援のために必要

な予算であり、災害に強いまちづくりの一環として前向きに評価するものであります。

ただいま申し上げた事業以外にも、町としての努力を感じる点は決して少なくはありません。しかしながら、昨年4月からの消費税増税と労働者の実質賃金の連続したマイナス、年金削減などで住民生活はかつてなく苦しい状況に追い込まれており、暮らしを足元から支えることが必要であります。

一般会計予算に賛成しがたい幾つかの理由を申し上げます。

一つは、マイナンバー制度の導入です。総務文教委員会での質疑を通じて、内閣府の調査から制度の内容まで知っている方が少なく、個人情報取り扱いについて多くの方が不安を感じている制度であることを確認させていただきました。

制度の認知度が広がらないのは、国民の要求ではないことのあらわれです。さらに、国が一方的に導入を決めたというのに導入に係る経費の全てが現時点では十分に保障されていないことも許しがたいと考えるものであります。

マイナンバー制度は、一人一人の社会保障の利用状況と保険料、税の納付状況を国が一体で把握する仕組みを整えて、社会保障費の抑制と削減を効率的に進めるのが狙いです。制度内容について十分住民に知らされていない制度を進めるという問題点に加えて、この制度の狙いからも承服できないと考えるものであります。

二つ目には、新規施策である総合生活相談事業であります。相談の機会がふえることは一般的には前向きに評価すべきところではありますが、総務文教委員会での質疑を経た上で明らかになったのは、既に実施をされている人権相談と同一曜日、同一時間帯、同じ場所において人権相談と総合生活相談事業が行われる予定であるということであります。

総合生活相談の相談内容には、当然、人権にかかわる問題も含まれることから、委託先である人権協会に二重の補助金を支出するようなものであります。

現在行っている人権相談とは別の曜日に行って、相談機会をふやすのであれば理解できないことはないにせよ、一部に同一曜日、時間、場所が見られることから、補助金の支出については疑念を感じざるを得ません。

かねてから、相談事業に係る予算と相談件数においては、法律相談と人権相談に不均衡があると指摘をし、ニーズに応じて相談機会を調整することを提起してまいりましたが、来年度予算におきましても不均衡の解消は図られておりません。

また、人権協会補助金については、保管業務を担う方の雇用の仕方についても公平性の観点から町が直接雇用することを進言しておりますが、それはなされないままであります。

三つ目には、就学援助の問題です。

経済的に困窮している家庭の子どもたちにも教育を受ける権利を保障する観点から設けられている就学援助制度ですが、子どもの貧困が全国では16.3%、実に6人に1人というところまで広がっています。総務文教委員会において、岬町での就学援助受給率をお尋ねをいたしました。全国的な傾向とほぼ変わらない実態が示されたところでもあります。

国会においても、貧富の格差による学力の差が指摘されるようになってきている中、必要な家庭の子どもたちに対する援助を十分に行うべきであります。これまで繰り返し就学援助費の拡充を求めています。来年度においても拡充の見通しは語られませんでした。

泉州南消防組合負担金にかかわっては、新たな署所の建設場所が当初予定していた岬町寄りから離れる結果とお聞きをし、大変残念なところでもあります。

この件につきましては、委員会審議を通じて町長はぎりぎりの努力をされたと感じておりますし、怒りは共有するところと考えるものであります。広域化に加わるということは、端に位置するものにとってはサービスの低下を招く結果になるということを実態でもって思い知らされた思いでありました。

坊の山の管理と活用については、過去の経緯を十分に踏まえ、今後の説明会や耕作者との協議を丁寧に進めることをこの場でも改めて求めておきたいと思っております。

一方的に無断耕作者と決めつけることは耕作者の状況や心情を察しない配慮ない態度であり、協議の難航にもつながりかねないことから、そういった態度は改めるべきであることもこの場で申し上げておきます。

国の進めている政策は、今後も地方に深刻な影響を及ぼし、住民に襲いかかることでしょう。岬町が地方自治体の本旨である住民の福祉の向上を目指し、住民の暮らしを守る立場で全力を尽くすことを改めて求めておきたいと思っております。

なお、事業委員会については、傍聴させていただいた立場から、今後、進められる予定の建設事業においては、当該関係者を初めとして、住民の合意を前提に進めるよう申し添えておきたいと思っております。

○奥野 学議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。道工晴久君。

○道工晴久議員 今、いろいろと話も聞かせていただきましたが、平成27年度予算について、私は賛成の立場で討論を行いたいと思っております。

町長の、住民が安心して住み続けられるための諸事業の予算であります。設計的に予算を消化し、することによって、ぬくもりのある町行政が実施できるというふうにご確信をいたしております。

す。

ぜひとも、この予算を成立させ、いろんな立場のぬくもりを感じられるような行政をぜひとも実行やっていただきたいということで賛成討論といたします。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。辻下正純君。

反対ですか。

○辻下正純議員 賛成の立場で。

○奥野 学議長 先に、反対の方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 ないようですので、辻下正純君。

○辻下正純議員 賛成の立場から討論させていただきます。

本予算は、安全・安心の観点から、中学校の非構造部材の耐震化や淡輪小学校の耐震化予算が計上されております。

災害時の避難場所の確保が可能となることや、多奈川駅ほか町内4カ所の駐輪場に防犯カメラを設置することにより犯罪の抑制につながる予算が計上されています。

また、第2阪和国道の延伸に伴い、まちの活性化を積極的に目指す観点から、道の駅整備事業や深日港の活性化につながる港オアシスの本登録に向けた深日港観光案内所整備事業の予算も計上されています。

加えて、子育て施策についても、幼稚園における一時預かり事業などの拡充が図られるなど、子育て支援にも堅持をする姿勢が見受けられます。

なお、平成27年度は町政施行60周年を迎えることから、本予算により、今後、岬町の活性化が図られることを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

○奥野 学議長 ほかに賛成討論ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまのいろいろな討論をお聞きさせていただいたのと、私、今定例会で会派代表質問なりいろいろな議論に加わらせていただいた観点からしまして、賛成という立場で討論をさせていただこうと思います。

苦しいところではあるのですが、これから岬町が進んでいく大きなかじを切ったということも見受けられました。

といいますのは、道の駅みさきの整備工事に当たっても大きな予算がついておりますし、仮称であります深日港観光案内所整備工事並びに、これも仮称町道海岸連絡線の道路の工事におきましても予算をつけておる中、やはり、今もう少し言えば、詳細な設計も見させていただきながら

議論ができればよかったかなと思う中、やはり町長の進められるプロモーションに向けて前向きな予算組みだったかなと。

これから先は、私たち議員もいろいろ勉強しまして、もっと活発な議論をしなくてはならないなど思い、今回の当初予算に関しては賛成という立場で討論させていただきます。終わります。

○奥野 学議長 ほかに賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより議案第5号、平成27年度岬町一般会計予算の件について、起立により採決します。本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。三常任委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成27年度岬町国民健康保険特別会計予算の件について討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。

反対の方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 では、原案に賛成の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原 晶議員 来年度の国民健康保険料の見通しについては、現時点では定かでないところがありますけれども、厚生委員会の審議を通じて確認させていただいたとおり、保険料の1人当たり平均額は2011年度から2013年度にかけて1万3,000円以上の引き下げが実現をされたところでもあります。

保険料引き下げの努力を評価し、来年度のさらなる保険料引き下げを期待する立場から、今回は賛同したいと思います。

○奥野 学議長 反対の方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 続いて、賛成の方おられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより議案第6号、平成27年度岬町国民健康保険特別会計予算の件について、起立により

採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成27年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件について討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 続いて、原案に賛成の方の許可をします。中原 晶君。

○中原 晶議員 本予算につきましては、厚生委員会でも申し上げましたが、今回は反対はしないという立場で討論に参加をいたします。

後期高齢者医療の保険料は2年ごとの見直しで、過去1期、2期、3期と連続して引き上げられてきました。75歳以上の高齢者にとっては非常に重い保険料の負担であります。

現在は、第4期に当たり辛うじて保険料の引き上げを抑制することができました。かねてからこの制度の速やかな廃止を求める立場は変わりませんが、保険料の引き下げのために、町として引き続き主体的な意思表示を行い、高齢者の命と健康を守る立場で努力することに期待を込めて、今回はあえて反対はしないという立場をとりたいと思います。

○奥野 学議長 次に、反対討論の方はいらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 次に、賛成討論の方、いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより議案第7号、平成27年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件について、起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成27年度岬町下水道事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号、平成27年度岬町下水道事業特別会計予算の件について、起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成27年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件について討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号、平成27年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算件について起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成27年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件について討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原 晶議員 本特別会計の予算案には、来年度からの介護保険料の引き上げと一定の所得水準の方に対する8月以降のサービス利用料の2倍化が反映されているもので、到底賛同できるものではありません。軽度者のサービス切り捨てにつながる総合事業の準備もあわせて進める予算案となっております。

国が進めている介護切り捨て政策では、介護保険の利用者も、その家族も守ることができないばかりか、みずから掲げてきた高齢者の自立した生活を社会全体で支えるという理念すら投げ捨てるものであり、国政上の改定の害悪を地方で具体化することには反対であります。

○奥野 学議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより議案第10号、平成27年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件について、起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成27年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件について討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、この後出てまいります、議案第22号にかかわるものとして、将来の総合事業導入への懸念から、今回に至っては賛同しかねる立場であります。

○奥野 学議長 次に、賛成の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより議案第11号、平成27年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件について、起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成27年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号、平成27年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件について、起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。  
議案第13号、平成27年度岬町深日財産区特別会計予算の件について討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号、平成27年度岬町深日財産区特別会計予算の件について、起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。  
議案第14号、平成27年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件について討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号、平成27年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件について、起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。  
議案第15号、平成27年度岬町水道事業会計予算の件について討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号、平成27年度岬町水道事業会計予算の件について起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。  
議案第17号、岬町交流センター条例を制定する件について討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可をします。中原 晶君。

○中原 晶議員 総務文教委員会において、旧淡輪共同作業所の設立やその後の活用の経過についてはお聞きをいたしました。

地域の方からの要望もあり、今回、名称を変更して、交流センターとして全町的に交流の場として位置づけを見直すところと認識をしているところであります。

目的を住民の交流の活性化や地域福祉の推進を図るなどとしており、全町の皆さんに広く活用していただくことを望む立場であります。

1点、この場で改めて申し上げておきますのは、設置目的として人権啓発の推進を図るとある点であります。この考え方そのものには賛同する立場であります。この施設の設置目的が人権啓発の推進を含むことには違和感を感じざるを得ません。

今後の運用については、必要に応じて改善をさせるよう申し添えて賛同いたします。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 私も賛成の立場で討論をさせていただきます。

今までの歴史とかもありますけども、岬町の交流センターということで、広く町内の中に認知していただくという面において条例の制定、ご苦労かけましたこと、私の地元でもありますし、これから広く利用できたらなど、このように思っております。

という立場で賛成討論させていただきます。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより議案第17号、岬町交流センター条例を制定する件について、起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、岬町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を制定する件について討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原 晶議員 総務文教委員会において私の立場は申し上げたところでありますが、改めてこの場においても討論に参加したいと思います。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改定に伴うものであり、賛同できないと考える立場であります。

岬町に限らず、現在の教育委員会のあり方には改善が必要な点があると認識をしておりますが、それは制度に問題があるのではなく、運用に問題があるのだと考えるものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改定は、大津市でのいじめ事件に端を発しておりますが、本来はさまざまな立場の教育委員が保護者や地域の方の声を吸い上げて教育に反映すべきところが、教育委員会の形骸化が進み、事務局が実権を握った硬直的、閉鎖的な体質が広がったことに問題があったのであります。

大津市では、事件の原因となったいじめを教育委員会事務局が隠蔽をし、教育委員は蚊帳の外におかれていたという経過が第三者調査委員会によっても指摘をされました。

調査委員会の報告では、必要なことは教育長以下の事務局の独走をチェックすることであると述べていますが、今回の法改定はこの指摘に逆行するものであると考える立場であります。

委員会審議において申し上げたところでありますが、今回の法改定により大きく変更される点は、首長による教育への政治介入が可能になる点であります。今の町長である田代町長が不当な介入を行うことは、これまで何度か教育の独立性について議会で議論をさせていただいた答弁から、考えづらいことであります。

しかしながら、これまでの仕組みが大きく変わり、首長が招集権限を持ち、教育の振興に関する大綱を策定するという仕組みの変更が行われれば、教育の内容にまで首長が踏み込めることとなります。教育の政治的中立性や独立性が仕組みとして担保されなくなってしまう。

また、教育委員長と教育長を一本化し、首長が直接の任命権を持ち、教育委員会から教育長の任命権も、教育長を指揮監督する権限も奪うとなると、教育長を監督するものがなくなります。

現在の笠間教育長が独走すると考えているわけではありませんが、教育長がかわればどうなるか保証はありません。首長や教育長がかわるたびに教育方針や内容がころころと変わる可能性が

あり、そうなった場合の最大の被害者は子どもたちであります。

政治が行うべきは、教育条件の整備によって子どもたちの学ぶ権利を最大限保障することであり、教育への介入や支配ではありません。

本件は、国会の場での法改定が地方政治に持ち込まれたものでありますが、教育の政治的中立性と独立性に逆行し、教育委員会をより脆弱なものとする仕組みづくりであり、賛同できないと考える立場であります。

○奥野 学議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより議案第18号、岬町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を制定する件について、起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、岬町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例を制定する件について討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原 晶議員 本件においては、岬町内の公立、私立の幼稚園、保育所の保育料が定められることとなり、厚生委員会において利用者負担は実質的には変わらないということを確認をさせていただきました。

現行の水準を維持する努力は大いに評価するものでありまして、今後においても、少なくともこの水準を継続して維持することを求めて賛同したいと思います。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより議案第19号、岬町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例を制定する件について、起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、岬町立子育て支援センター条例を制定する件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号、岬町立子育て支援センター条例を制定する件について、起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、岬町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を制定する件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号、岬町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を制定する件について、起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、岬町指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定する件について、討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。中原 晶君。

- 中原 晶議員 本件については、介護保険法の改定により、厚生労働省令で既に定められているものを地方で条例化させるものであり、大部分は機械的に厚生労働省令をなぞったものであることを厚生委員会において確認をいたしました。

提案の中には、総合事業への移行を念頭に置いていると感じざるを得ない表現が含まれており、岬町においては当面、総合事業への移行は行わないという賢明な判断をお持ちであることから、現状にはそぐわない文言が含まれていること。

さらに、総合事業そのものの移行は行うべきでないという立場から賛同しかねるものであります。

- 奥野 学議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより議案第22号、岬町指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定する件について、起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

- 奥野 学議長 起立多数です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、岬町行政手続条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号、岬町行政手続条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、岬町基金条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号、岬町基金条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、岬町税条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号、岬町税条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、岬町手数料条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号、岬町手数料条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、岬町立保育所条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原 晶議員 本件については、子ども・子育て支援新法の導入に伴う条例改定であり、実態に基づくものであると認識する立場であります。保育所の入所基準については、児童福祉法第24条第1項の保育の実施義務を、町がしっかりと責任を果たすように求めて賛同したいと思います。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより議案第27号、岬町立保育所条例の一部を改正する件について、起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、岬町介護保険条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原 晶議員 第6期の介護保険料は、全国的に見ても、大阪府内でも、被保険者にとっては厳しい見通しが示されております。

岬町においては、過去2回、引き下げ、据え置き努力が行われましたが、今回に至っては基金の全額取り崩しを行っても、なお、保険料の引き上げとなり、町の苦勞と努力は認めるところであります。今でも重い保険料の負担をふやすことには賛同できないと考える立場であります。

○奥野 学議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより議案第28号、岬町介護保険条例の一部を改正する件について、起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号、岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件について、起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号、岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件について、起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、岬町営住宅条例の一部を改正する件について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号、岬町営住宅条例の一部を改正する件について、起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する件について、討論を行います。

討論ございませんか。

原案に反対の方の許可をします。中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、先ほど、議案第18号で述べた趣旨と同様の理由から賛同できないものであります。

○奥野 学議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより議案第32号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する件について、起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数です。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号、岬町立幼稚園条例の一部を改正する件について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号、岬町立幼稚園条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号、岬町立テニスコート条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

反対の方、いらっしゃいませんね。

では、賛成の方の発言を許可します。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 総務文教委員会を傍聴させていただきまして、この町立テニスコート条例、私、気になるところは、使用されてる団体との調整はちゃんとできてるんかということで大綱的質疑の中でも聞いております。

また、内容を聞いておりますと、きちんとできておるとい話と、また、市町村のテニスコートの使用料とかも鑑みて妥当な値段であるということを理解いたしました。

この施設使用料に関しましては、その他の部分も総務文教委員会の中でいろいろな話が出ておりました。その中で、条例を改正しなければならないという話もお聞きして、使用されてる方の意見もいろいろ取り入れていただきたいなということと今後、また見直すということも、このテニスコート以外のところもいろいろ勉強させていただきたいなと思っておりますので、それだけ申し添えて、今回は賛成という立場で討論させていただきました。ありがとうございます。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 一応、担当委員会の委員として委員会では賛同しました。また、本会議場においても、このテニスコート使用条例の改正についても、これは当然、賛成すべき立場であると思うんです。

ということは、やはり、こういうスポーツの世界をこれから発展させるためには、町の施設をもっと有効に使えるような条例改正をしていただければ十分住民も健康で、やはり少年もスポーツに向けて体力づくりできると思います。

ただ、先般の委員会の説明では、中身等には詳しくは突っ込んでないんですけども、受益者負担を考えて、やはりこれからの条例改正していただきたい。

他の市町村の資料を対象ではなく、やはり、岬町は岬町としての施設の有効利用、そして、使う方におかれましても、受益者負担という認識のもとに、やはり町の支出を十分考えて利用するというので、今後も条例改正においては今後とも一つその点について十分配慮して、そして、施設の管理運営をしていただくために、この条例等については私はこの場で賛成として意見を述べたいと思います。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより議案第34号、岬町立テニスコート条例の一部を改正する件について、起立により採決します。本件についての総務文教委員長長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号、岬町保育所における保育に関する条例を廃止する件について、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号、岬町保育所における保育に関する条例を廃止する件について、起立により採決します。本件についての厚生委員長長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は全て議決されました。

各委員の皆さん、本当にご苦労さまでございました。

---

○奥野 学議長 日程2、議案第37号、平成26年度岬町一般会計補正予算（第7次）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 日程2、議案第37号、平成26年度岬町一般会計補正予算（第7次）につきまして、概要をご説明いたします。

我が国の経済は、いわゆる三本の矢からなる経済政策等により、景気は緩やかに回復しつつあるとされております。

しかし、他方では昨年4月の消費税引き上げ後の実質国内総生産（GDP）は4月から6月までと7月から9月までの2四半期について、いずれもマイナス成長となり、中でもGDPの6割を占める個人消費の動向に弱さが見られるものとなりました。

とりわけ低所得世帯や子育て世帯について消費税率引き上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追いついていないこと。また、景気回復には地域ごとにばらつきが見られ、特に人口減少や高齢化への対応のおくれなどの課題を抱える地域においては、国の経済政策の効果が十分に行き渡っていないと言われております。

こうした状況に対応するため、国は地域の実情に配慮し、消費を喚起する。地方が直面する構造的な課題に対して実効ある取り組みを通じて地方の活性を促すということを重点に、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を平成26年12月27日に閣議決定し、3.5兆円規模の緊急経済対策を盛り込んだ平成26年度の補正予算が本年2月3日に成立したところでございます。

本町におきましては、国の補正予算と平成27年度当初予算を合わせて重層的に景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を実施するという国の考え方と歩調を合わせるため、国の補正予算を財源に、人口減少対策の施策やまちの活性化を図る施策などの経費を計上したものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,321万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億2,323万3,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出補正予算をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、5ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

国庫支出金といたしまして6,161万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、いずれも交付限度額の決定に伴い、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型3,563万1,000円。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地域消費喚起・生活支援型2,598万円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金といたしましては、深日港活性化イベントの実施に伴い、事業費の2分の1相当額を岬ゆめ・みらい基金から160万円の繰り入れを行うものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては6ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、6,161万1,000円を計上いたしております。歳入予算でご説明いたしましたように、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型の交付限

度額の決定に伴い地方創生総合戦略事業費3,563万1,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、人口減少対策として、結婚・子育て支援事業、移住促進事業、まちの活性化として観光振興事業、地域づくり事業を実施いたします。

なお、詳細につきましては、後ほど、別途配付させていただいております平成26年度岬町一般会計補正予算（第7次）事業概要により説明をさせていただきます。

次に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地域消費喚起・生活支援型の交付限度額の決定に伴い、住民生活等緊急支援事業費2,598万円を計上いたしております。

内容といたしましては、プレミアム付き商品券発行事業、出産祝い金事業を実施いたします。なお、詳細につきましては、後ほど、事業概要により説明をさせていただきます。

商工費につきましては、深日港活性化イベント実行委員会補助金160万円を計上いたしております。

深日港活性化イベントの実施に伴う事業費につきましては、国の交付金を財源として活用した地域活性化イベント補助金160万円と、岬ゆめ・みらい基金を財源として活用した深日港活性化イベント実行委員会補助金160万円を合わせた320万円の事業費で実施するものでございます。

続いて、3ページをご参照願います。第2表、繰越明許費をごらんください。

今回の補正予算において実施する地方創生総合戦略事業、住民生活等緊急支援事業、深日港活性化イベント事業の3事業につきましては、いずれも翌年度に繰り越しが見込まれることから、普通財産管理事業などの4事業、合わせて7事業につきまして、それぞれ繰越限度額を計上するものでございます。

地方創生に関連する国の補正予算で措置された地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業として、町が計画し、国に認められ、補正予算に計上いたしました事業の概要を説明させていただきます。

今回、計画した事業は、国において実施が求められている地方創生総合戦略の策定、プレミアム付き商品券の発行のほか、事業計画策定の時間が短かったこともあり、本町の喫緊の課題である人口減少対策に取り組む事業を積極的に盛り込んだものとなっております。

平成26年度岬町一般会計補正予算（第7次）事業概要によって説明をさせていただきます。

資料の右側の事業内容の欄に沿って説明をさせていただきます。

1-1、地方創生総合戦略策定事業につきましては、地方創生総合戦略の策定を行うもので、策定に必要な事業費722万9,000円を計上いたしております。

2-1、婚活応援事業につきましては、結婚の意思がある若年層に出会いの機会を提供するため婚活支援を行うもので、婚活イベント開催事業、結婚相談所登録助成事業、若者交流助成事業を実施するものでございます。

婚活イベント開催事業は、町内で若年層が出会えるイベントを開催するもので、委託料等46万2,000円を計上いたしております。

結婚相談所登録助成事業は、結婚の意思を持つ若年層の結婚相談所への登録費用を町が負担するもので、5件分、31万円を計上いたしております。

若者交流助成事業は、若年層の出会いの場の提供のため、町内で開催される同窓会の費用を助成するもので、5件分、25万円を計上いたしております。

2-2、出産支援事業につきましては、出生率の回復を目指し、子どもが欲しいのにできない方の支援を行うもので、一般不妊・不育症治療助成事業を実施するものでございます。一般不妊・不育症治療助成事業は、一般不妊・不育治療の費用の一部を助成するもので、20件分、100万円を計上いたしております。

2-3、子育て支援事業は、安心して子育てのできる環境を整えるもので、出産祝い金事業、延長保育時間の延長、乳幼児医療費助成事業、子育て就労支援事業を実施するものでございます。

出産祝い金は、岬町の次代を担う子どもの誕生を祝し、祝い金として1人3万円分の商品券を交付するもので、70件分、210万円を計上いたしております。

延長保育時間の延長は、働く子育て世帯を支援するため、淡輪保育所の延長保育の時間を、現行の19時までを21時までに延長するもので、229万2,000円を計上いたしております。

乳幼児医療費助成事業は、平成27年度当初予算の中でも既に説明をさせていただいておりますが、通院医療の助成を、小学校卒業までから中学校卒業までに延長するもので、739万1,000円を計上いたしております。

この事業については、当初、町の単独事業として実施する予定でありましたが、今回の交付金事業の対象として認められるよう国とも協議を行い、対象事業として認められたことから、補正予算に計上させていただいたものでございます。

子育て就労支援事業は、子育て中の方に短時間労働の場を提供し、臨時職員として岬町役場で就労いただくもので、4名分、246万3,000円を計上いたしております。

2ページをごらんください。

3-1、まちの魅力PR事業につきましては、岬町の魅力や子育て支援などのアピールが十分に行われていなかった反省に立ち、まちの魅力とともに定住促進に向けたまちの取り組みを広く

PRし、移住の促進を図ろうとするもので、定住促進パンフレット作成事業、カレンダープロジェクト事業を実施するものでございます。

定住促進パンフレット作成事業は、定住支援や子育て支援などを取りまとめたパンフレットを作成し、住宅販売メーカーなどへ頒布を行うもので、32万4,000円を計上いたしております。

カレンダープロジェクト事業は、岬町のまちの魅力を広く伝えるカレンダーを作成し、各方面に配布し、岬町の魅力を知ってもらうもので、108万円を計上いたしております。

3-2、定住支援事業は、若年層の流出を防ぎ、移住を進めるため、定住される若年層を支援するもので、新築住宅取得助成事業、中古住宅取得助成事業、賃貸住宅家賃助成事業、通勤助成事業を実施するものでございます。

新築住宅取得助成事業は、町内に住宅を新築、または新築住宅を取得された若年層の夫婦、子育て世帯に助成を行うもので、基本助成額10万円に、町外から転入された場合に5万円、義務教育修了前の子育て世帯に5万円をそれぞれ加算し、最大20万円を助成するもので、30件分、600万円を計上いたしております。

中古住宅取得助成事業は、町内に中古住宅を取得された若年層の夫婦、子育て世帯に助成を行うもので、基本助成額5万円に町外から転入された場合、または義務教育修了前の子育て世帯の場合に5万円を加算し、最大10万円を助成するもので、3件分、30万円を計上いたしております。

賃貸住宅家賃助成事業は、民間住宅を賃貸した若年層の夫婦、子育て世帯に助成を行うもので、月1万円を助成し、3件分、36万円を計上いたしております。

通勤助成事業は、町外から転入され、住宅助成を受ける世帯の方で、大阪方面に通勤、通学をされる方に特急サザンの利用券を交付するもので、一月2枚、最大24枚まで交付し、15件分、18万4,000円を計上いたしております。

定住支援事業につきましては、平成27年度から平成29年度までの3カ年事業として実施したいと考えており、事業効果によっては延長も検討したいと考えております。

4-1、観光PR事業は、さらなる観光振興を図ることを目的とし、マスコットキャラクターグッズ作成事業、まち歩きマップ作成事業、イベント開催事業を実施するものでございます。

マスコットキャラクターグッズ作成事業は、マスコットキャラクターを活用したグッズを作成し、観光PR等に活用するもので、113万6,000円を計上いたしております。

まち歩きマップ作成事業は、まち歩きマップを作成し、観光PRに努めるもので、100万円

を計上いたしております。

イベント開催事業は、淡路航路復活への機運を高めるとともに、岬町や泉州地域で生産される物産のPR、まちづくりへつながるイベントの開催を支援するもので、265万円を計上いたしております。

このイベント開催事業においては、深日港活性化イベント、深日漁港フェスティバル、岬町観光協会事業などを支援したいと考えております。

3ページをごらんください。

4-2、地域の名産支援事業は、道の駅の名産となる地域の農林水産物などを活用した新たな商品やサービスの開発、設備の拡大、販路の開拓などを支援するもので、1件当たり上限30万円を補助し、2件分、60万円を計上いたしております。

5-1、地域商店活性化支援事業は、地域の商店の活性化につながる事業を支援するもので、1件当たり上限30万円を補助し、2件分、60万円を計上いたしております。

6-1、プレミアム付き商品券事業は、地域の消費喚起を目的とし、プレミアム付き商品券を発行するもので、2,388万円を計上いたしております。

商品券の名称は、岬町町制施行60周年記念みさっきープレミアム商品券、プレミアム率は20%、1冊500円券が24枚で1万2,000円分となります。発売価格は1万円、2,000円分がお得となります。

発行予定冊数は8,000冊で、発行枚数は19万2,000枚となります。

地域の消費喚起を目的とした事業であることから、予算不用額が生じないように、執行状況に応じて発行冊数は調整させていただきたいと考えております。

発行総額は8,000冊の発行で、9,600万円となります。

発行時期は平成27年9月上旬を予定し、使用期限は9月から12月末までを予定しております。

発売方法は、往復葉書による事前申し込みとし、住民を対象として発売を行います。

申し込みが多数の場合は抽せんとし、また応募が発行数を下回る場合は、残りを先着順で販売させていただきたいと考えております。

申し込み限度冊数は1人2冊、2万円分としますが、申込数が発行数を下回った場合は、残りについては制限を廃止して、順次、先着順で販売を行います。

利用予定店舗は、町内の店舗から申し込みを受け付け、町内の店舗でご利用いただきます。

制度の周知につきましては、岬だよりや町ホームページのほか、新聞折り込みも行い、住民の

皆様に周知を図りたいと考えております。

以上が、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業として補正予算に計上させていただきました事業でございます。

あわせて、交付金事業の実施に伴うその他負担分といたしまして、深日港活性化イベントの岬ゆめ・みらい事業補助金充当額を補正予算に計上させていただいております。

深日港活性化イベントにつきましては、実行委員会補助金320万円のうち、交付金事業のイベント開催事業として160万円を、岬ゆめ・みらい事業として160万円を支出させていただくため、今回の補正予算にあわせて岬ゆめ・みらい事業分を計上させていただいております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 議案の資料を直前にいただきましたので、私自身も余り調べてないところが多く、この際、質問させていただこうと思っております。

この事業概要を見させていただいて、それぞれ岬町の人口をふやすための定住促進なりいろいろあると思うんですけども、委託料とか補助金とかが多い中、やはり、どの事業を見ても新しい事業とか、既存の事業とかある中で、岬町と商工会とタッグを組んでというんですか、商工会に委託を投げるのかなというのが多々あると思うんですけども、質問の1回目としまして、商工会と話ができてるといいますか、委託先を商工会だと見込んでるのはどの事業であるのか、一回教えていただければと思います。

○奥野 学議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

商工会と連携して実施する事業についてということでございますが、まず、商工会さんとは、例えばプレミアム付きの商品券の発行事業についてはいろいろご協力をいただく予定をいたしております。

また、今回の事業の中で実施いたしますイベント開催事業につきましては、かねてより深日港のイベントにつきまして商工会さんと一緒に実施してきているところでございまして、このイベント開催事業についてもいろいろご協力をいただく事業と考えております。

また、地域の名産支援事業につきましても、今現在もいろいろ商工会さんのほうで名産品の開

発事業も行っておられると伺っておりますので、この名産品の補助事業も活用いただければと考えております。

さらに、地域商店活性化支援事業、これにつきましては、まさしく引き続き商店に頑張っていたとこの事業でございますので、商工会さんにおかれましても一緒に頑張っていて、この事業を活用していただき、商店の活性に努めていただきたいと思いますと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 今の答弁をお聞きしておりますと、かなり広範囲にわたりまして商工会とのタイアップというのがあるのかなと思われる中、私、今、一つ心配しておるのは、商工会の中の話になるのですが、やっぱり、もっと行政のほうと連携を図れるようなシステムづくりをお願いしたいと思うのです。

と言いますのは、昨年おった職員5名、これから残っておるのは1名で、残りの職員が交代されて、岬町と共同事業するというのが初めてという経験の中、実際に可能なのかなというのが心配してるわけなんです。

商工会に限らず、社会福祉協議会に当たりましては、町から職員を派遣してるといった感じで、かなり連絡を密にできてるといふふうには感じてるのですが、商工会さんとこだけ事業を一緒にするんでしたら、もっと何かしらの人事とはいいませんけど、もう少し連携を図れないものかと思うのですが、その辺、まちづくり戦略室なり、行政のトップのほうなりでどのように考えておられるのか答弁願いたいと思います。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

商工会さんとは、このイベントをやる、また、いろんな計画を進めるについても常に原課と調整をしております。

ただ、今おっしゃってる商工会の中の運営の問題については、内政干渉になるかと思っておりますので、常にいろんな要望があったら、私も直接会長さんと話をしたりしますし、今後、この事業についていろいろ商工会さんの受け皿が大変だということでもありますし、また、役員さんとも十分相談をさせていただくつもりでいます。

だから、事業団ですから内部は内部でしっかりと固めていただいて、受け皿をやっぱりつくっていただきたいと思います。

その中で、必要とあれば町のほうで十分協議はさせていただきたいと、このように思っております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 先ほど、答弁で、十分に協議していただけるといったことですので、多少安心はしておりますけども、やはり、こういうような細かいところを見ていくと、やはり専門知識も要るのかなと思います。

そこで、深日港活性化イベント事業。320万円というところについて、もう一度質問させていただきたいのですが、これはかねてから、何度かされておる事業かなと。洲本市との交流事業かなというふうに思うのですが、その点、もう少し詳しくわかれば事業内容というのを教えていただければと思います。

○奥野 学議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 ご質問いただきました深日港活性化イベント事業でございますが、議員ご指摘のとおり、この事業につきましては例年、深日港で開催しております深日港の活性化イベントの事業経費でございます。

この深日港の活性化イベントにつきましては、来年度で第4回ということになってまいります。毎回、回を追うごとに参加の人数の方もふえてきておりまして、岬町の、特に深日を中心としてにぎわいをつくり出しているところでございます。

来年度につきましても、6月28日日曜日の開催を予定いたしております、内容につきましては、まだ調整中のものもございまして、例年と同じような形での実施を考えております。

また、例年好評いただいております、うずしお観潮船「日本丸」をチャーターいたしました淡路島のツアー、それから、大阪湾のミニクルーズ、これらの事業も実施してまいりたいと考えております。

また、事業の内容が確定した段階におきましては、議会におきましてもご説明をさせていただきますと考えております。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。小川日出夫君。

○小川日出夫議員 この議案書の委託料のところでちょっとお聞きしたいのですが、企画政策担当のほうで、岬町地方創生総合戦略等云々の業務委託料、また、その下の婚活イベント委託料、これは、どのようなところへ委託して、どのような内容の委託なのか、お願いいたします。

○奥野 学議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 お答えさせていただきます。

今回の委託につきましては、公募型プロポーザルで事業者から提案を受ける予定をいたしております。

内容につきましては、事業者からの提案を踏まえまして、委託内容を考えたいと思います。

婚活事業につきましては、基本的には婚活イベントの開催なり、それから、その婚活に向けたいろいろの支援、そういう提案を受けたいと考えております。

地方創生戦略の策定事業委託につきましては、計画策定に必要な情報の分析なりいろいろな支援業務を行っていただくということで、こちらにつきましても、公募型プロポーザルで提案を募集いたしまして、事業者を決定して、その中で内容を確定させていきたいと考えております。

○奥野 学議長 ほかにございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 本日の資料、きのうぬくぬくをいただいたもので、まだ熱くてやけどしそうな資料ですけども、今、説明いただいたとおり、緊急支援交付金事業、これは担当課の方にとって大変喫緊な課題で、事業目的、事業内容、事業費等々、よくまとめたんやなど、そういう感心しておるんですけど。

それで、事業内容等についてもプレミアムつき商品券、これは聞きなれた言葉もあるし、婚活にしてもいろいろ、全国的に同じ事業内用の部分を今、確認してるんですけども、それは別としまして、せっかく国がそういう緊急支援をしていただけるんですから、国の方針どおりこの事業内容等、やはり精査して立派なものつくって、そして補正を使っただくんは、議会としても、議員として長い目で見届けないかんし、そして、また支援する立場の責務もございますので、指摘ばかりじゃございませんので、支援する以上は、やはり生きた事業をしていただかないと、やはり、全国レベルで一斉にこういう事業内容をぱっとお題目上げてやっても余り、地方地方に合った事業内容をしていただかないと、やはり、全国的にこういう事業内容するから同じことをやるのでは、地方の特性を生かした事業をしていただくということは、やはり住民にとっては一番幸せなことでございますので、本日の交付金事業の説明についてとやかく言える立場じゃございません、私が携わってないので。

しかし、この事業どおり本当にいけばありがたい話で、先ほど会派の方が商工会等々について質問されたんですけども、やっぱり商工業者も商工業者で頑張ってるんですけども、今の現状、私、当面から見たら、商工業者は本来、そういう補助金いただいた分の自立なりの活動をされてるかということは、私、個人的な疑問ということで、これは社会的な不況のあおりでなってるんで、商工の・・・については4,000万円を超す、前年度より、結構1,600万円ほど補助金執行してるんですね。やはり、地元業者育成のためにそういうことを町としてもやっていただいているということはわかっています。

ただ、その商工業者がどれだけやる気があるか、そういうことが一番問題になるのです。そし

て、担当課もやる気を出して事業目的と事業内容、そして事業費の配分をしていただいている、これはありがたい話です。

しかし、この書いたものをいかに最終的に小さな投資で大きな効果を得られることをしていただけるのか、これは今の時点で反対も賛成もできる立場でございません。

ということで、こういう絵を描かれたら、絵のとおり、本当にやりとどけてほしいなど。受けとめない人も、いろんな道の駅の問題にしても、たくさん課題ございます。

しかし、この事業は、やはり成功させていただきたいと、その思いで質問してるんですけども、なかなかぬくぬくのこの緊急対策のあれで、私どもも熱くてさわれない。担当課も、恐らく、これ急遽こしらえたと思うのです。

ですから、どの程度、1点だけちょっとお聞きしたいんですけども、どの程度ご苦労されて、日にちほどの程度でこういうようなものができたか、一つご説明いただけますか。それを知らんと、私らも住民に聞かれたら説明する方法がございません。

○奥野 学議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

この地方創生につきましては、昨年11月に、まち・ひと・しごと創生法が国のほうで制定されまして、地方の人口減少問題に国として積極的に対応していくという方針が示されたところでございます。

その後、国のほうで今回の制度設計が出されてきたわけですが、実際、1月ぐらいから国のほうの説明が行われまして、国のほうからは2月に入ってから事業計画の提出を求められたという作業の中で、非常にタイトな日程の中で作業を進めてまいったところでございます。

岬町におきましては、昨年12月に人口減少の対策の戦略会議も設けておりまして、その中でいろいろな課題というものは担当課のほうでも勉強してきたところでございます。

今回の地方創生の中では、岬町の置かれている現状である若年層の流出、さらには少子化に伴う人口減少、この対応をいかに効果的にというか、対応していくかということで、この計画をつくったところでございます。

議員おっしゃられるように、全国的に似たような施策がとられております。果たして岬町で何が効果があるかというのは、やってみる中でいろいろ問題点も出てまいるかと思えます。

今回のこの国の交付金の特色というのは、国が一方向的に交付したら終わりというものではなくて、その事業に対する成果というのが非常に強く求められております。

当然、今回、こういう事業をする中で効果検証もさせていただきまして、果たして効果があっ

たのかということも十分検証をさせていただいて、次、どのような政策をとっていくべきかということも、その中で判断してまいりたいと思います。

私どもも決して、これが正解で、これが最後ということは全然思っておりませんので、これをスタートといたしまして、岬町の地域創生に本格的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 今、西政策監からそういうご苦勞の成果をご披露いただいたんですけど、ということで、この補正予算等について賛同するには、やはり、この事業内容等々についてはお聞きして、理解した上で賛同すべき立場ということで、失礼ながらご苦勞された件についてお聞きしたわけであって、反対の立場で質問をしません。

どういう経過があつてご苦勞されたのかということをお聞きしたままで、まだ2月に提出したということで、大変短期間でこれだけの事業費をつくられたということは十分評価したいと思います。

やはり、やってみないとわからないということをお大切にしないと、何でもかんでも間違いないんか、それやったら賛成するじゃないんです。やっぱり、やっていただいて成果を検証した結果、また次はそうはいかんぞという考えを持って質問しないと、頭越しに反対反対言ったら前に進みませんので、今回、近々にこういう国に対して2月に提出されたということは、大変、担当課にとってはご苦勞されて、本当に残業もかなりやられたと思うんです。その点については評価いたします。

あと、この運用した結果、検証結果をまた評価していただきたいと思います。質問はこの程度までにとどめておきます。

やはり、住民に聞かれたら、こういう答弁をまた報告する義務がございますので、ありがとうございました。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。竹内邦博君。

○竹内邦博議員 ちょっと過ちか過ちでないかわからんですけども、この定住促進ということで、事業目的の中で、これは西政策監に聞くんですけど、大阪市内まで45分、どこの駅から45分か、ちょっと教えてください。

○奥野 学議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 ご質問にお答えさせていただきます。

一応、みさき公園から難波までの一番速い電車で大体45分ということで、近いということ

アピールするために書かせていただいております。よろしくお願いいたします。

○奥野 学議長 竹内邦博君。

○竹内邦博議員 今言うたように、大体50分なんです。だから、パンフレットつくるのであれば、アバウト的なものじゃなしに、やっぱり若干なり多目に書いておけへんかったら、実際乗った人が50分かかるとなったら、具合悪いと思いますので、パンフレットつくるときにもう一遍考えてください。

以上。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 議長、ちょっとお聞きするんですけど、私、質問たくさんあるんですよ。今、このままさせてもらっていいですか。

○奥野 学議長 どうぞ。

○中原 晶議員 わかりました。

本件につきましては、追加議案ということで、先ほどほかの議員からもありましたとおり、昨日、私自身は夕刻に受け取ったところでありまして、率直に申しまして、勉強不足であります。

それから、調査や研究をするための十分な時間が許されなかったということを前提に質問をさせていただきます。

委員会付託もございませんので、この場で率直にお聞きをしたいと思います。

今回の交付金事業につきましては、大変急な対応を迫られ、議案の調整にはご苦勞なされたことと思いますが、事業概要に基づいてお尋ねをしたいと思います。

事業概要の1枚目の一番上の番号1、岬町地方創生総合戦略策定事業というところの事業内容の説明の中で、地方創生審議会報酬とございますが、この審議会の委員の人数や構成メンバーについてお教えいただきたいと思います。

それから、同じ1枚目の大きな番号2の結婚・子育て支援事業の中で、事業内容の②にございますが、結婚相談所登録助成事業についてお尋ねをします。

負担金5名分と書かれておりますが、これは、もしも希望者が5名を超えた場合はどのような対応をなさるのか。この点については件数や人数について示されているところは全て同じ考え方なのかと受けとめているんですが、希望者が多い、件数が多いという場合には、それに応じて、例えば補正予算を確保されるとか、そういう対応もお考えであるのか。もう、これは上限かどうかというふうにお考えであるのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、同じ大きな2番の2-2、出産支援事業①一般不妊・不育治療費の一部助成にかか

わってお尋ねをいたします。

これは大変結構な事業であるというふうに思いますが、この治療費にかかる費用、助成がないといえますか、不妊の方が例えば治療をしたいということで子どもを授かるための治療を行うのに、一概に言えないかとは思いますが、幾らぐらいの不妊治療費がかかるのか、不育治療費がかかるのか、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

20件ということで、50万円という補助金が設けられておりますが、それで十分なのかどうかということをお尋ねしたいというのが趣旨であります。

それから、今申し上げております一般不妊・不育症治療にかかわっては、事業年度、平成27年度からというふうに書かれておまして、制限が設けられていないようではありますが、これは、この先制限を設けずに、現時点では岬町では、この先、毎年度ずっと続けていくというお考えと受けとめていいのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、その下の2-3ですけれども、子育て支援事業の①祝い金、商品券とございますが、これは、よくある全国共通の商品券ということで理解をしいのかどうか確認をいたします。

それから、②の延長保育時間の延長なんですが、これは現在、夜7時までと決まっていますが、それを夜9時までというふうに延長するもので、遠いところまで勤務の方などにとっては結構なことだと思うんですね。

ただ、心配なのは、そういった子どもたちをしっかりと安全に、また健やかに保育が確保されるのかどうか、体制の問題ですね。そのあたりについて、体制は十分整えられるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 議長、質問中、申しわけないんですけど、先ほど質問するときに、質問者の時間の配分考えてボリュームについて尋ねたはずですよ。

しかしながら時間も経過してるので、質問者は何も悪いことないですよ。ただ、運営上、やはり質問というのは、ボリュームあるのであればあるだけで時間を、十分時間を使っただけで質問していただくのが一番ベターですので、正午が迫ってますので、やはり、まだ質問量が多ければ、途中で申しわけないんですけども、一旦区切りで休憩入れていただいて、また再開した後、再度、精力的に質問していただけないでしょうか。

運営上お願いしてるんです。それを議長のほうでお諮り願いたいと思います。結構、ボリュームあると思います、質問ね。

ということで、休憩を挟んでいただきたいと、かように思います。

○奥野 学議長 中原議員に、今、田島議員から、質問の途中でございますけれども、お昼も回っておりますので、一時ここでストップをしていただいて、再開後に継続してやっていただくという形でもよろしいでしょうか。

○田島乾正議員 了解いただけますか。

○中原 晶議員 はい。

○奥野 学議長 皆さんにお諮りいたしますが、ここで暫時休憩させていただきますよろしいでしょうか。

○竹原議員 質問だけ途中なんで、質問だけ上げてもらったら。

○奥野 学議長 ご本人も途中でいいということですので。

○竹原議員 答弁も用意しやすいのと違うかなと思うんですけど。

○奥野 学議長 まだ、もう少し質問はたくさんあるんじゃないんですか。

○中原 晶議員 委員会付託がございませんので、それから、繰り返し申し上げますけど、いただいたのが遅かったので、事前に問い合わせをする時間がありませんでした。

それで、多分、今、質問上げた項目としては半分ぐらいだと思います。

○奥野 学議長 今、そういうご答弁いただきましたので、暫時休憩いたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。再開は1時15分にいたします。

(午前12時12分 休憩)

(午後 1時15分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、質問を続けてください。中原 晶君。

○中原 晶議員 午前中のところまでで五つ質問をさせていただいていたかと思います。引き続き質問をさせていただきます。

五つ目にお聞きをしました延長保育にかかわってもう少しお尋ねをしたいんですが、延長保育ということと言いますと、例えば学童保育についても、特に長期休暇はもう少し時間を早めて開設してほしいとか、そういう要望も以前からあったかと思います。

学童保育の保育時間の拡充についてはご検討にならなかったのかということをお六つ目としてお

尋ねをいたします。

七つ目に質問いたします。

資料の2枚目ですが、大きな3番、地域の魅力を活用した移住促進事業のところ、3-2の定住支援事業ということで、こういったことは大変結構な施策であるというふうを考える立場がありますが、内容を少し確認をさせていただきたいと思います。

若年層の夫婦・子育て世帯を助成ということでありまして、これはどういうふうに対象を限定をされるのか。夫婦でなくてはならないのか。例えば、ひとり親ではこの対象にならないのか。

また、子育て世帯については、子どもというのは、人によってさまざまな年齢の概念がございますので、具体的にどのように条件を指定するお考えであるのか、七つ目にお尋ねをいたします。

資料の3枚目ですが、大きな6番、消費喚起プレミアムつき商品券発行事業についてお尋ねをいたします。

1冊1万円で発売予定だということでありましたが、私は、この1万円という金額を聞いたときに、例えば、今、国民年金しか収入として入ってこない方で言いますと、平均して5万円ぐらいだと、上限いっぱいもらっても6万円少しというぐらいだったかと思っておりますので、そういった所得の方からいいますと、1万円を一遍に出すというのは、ちょっと難しいのではないかなと。より広く、たくさんの方に利用していただくと、利用しやすい形ということを考えてときに、例えば、これ1万円で1冊というふうにしなくて、5,000円で1冊とか、そういうふうにすることはお考えにならなかったのかなということをお聞きしておきたいということと、それから、同じプレミアムつき商品券の事業にかかわって、下のほうに金額の明細が載せてありますが、その中で、2行目に通信運搬費とありまして、アンケート郵送というのがございます。このアンケートというのはどういったものであるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

質問は以上です。

○奥野 学議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 それでは、ご質問いただきました点につきましてお答えさせていただきます。

まず1点目の、審議会のメンバーの件でございますが、予算のほうでは16名分を計上させていただきます。

人選については、これからということになりますが、全員協議会、それから今議会の一般質問でも説明させていただいておりますように、住民を初めといたしまして、産官学金労言の各方面から委員を迎えたいと考えております。

2点目の相談者の件数が超えた場合でございますが、今回の事業につきましては、限られた財

源の中でできるだけさまざまな取り組みを行い、何が効果があるかを見きわめたいと考えております。

初めての取り組みでございますので、どれだけの応募があるかもわからないところがございます。せつかくの国の交付金でございますので、できるだけ活用したいと考えておりまして、事業によっては当然不用額等も生じてまいるかと考えております。それらを活用して、必要な事業に充当してまいりたいと考えております。

3番目の一般不妊と5番目の延長保育については、福祉の担当のほうからお答えさせていただきます。

4番目の出産祝い金につきましては、これは全国共通のカードを考えております。

それから、6番目の学童保育についても、福祉のほうからお答えさせていただきます。

7点目の若年層の夫婦と子育て世帯ということでございますが、議員おっしゃられてるように、単身で子どもを育てられている方もいらっしゃいます。この場合は、子育て世帯ということで、単身でも対応を考えております。

また、若年層につきましては、おおむね20代、30代の夫婦を考えているところでございます。

8番目の商品券の価格でございますが、今回の事業につきましては、短期間で事業を実施する必要がございます、この事業を実施するだけでもかなりの事務が発生してまいります。そのため、私どもとしては1冊1万円という区切りのいい額で考えておりまして、5,000円という価格での販売は現在のところ考えておりません。

それから、9点目のアンケートでございますが、今回の商品券の事業につきましては、どれだけの経済効果が発生したかを国のほうへ報告するところでございます。

このため、商品券をご購入いただいた世帯に対しまして、アンケート用紙をお送りさせていただいて、今回の商品券事業がどれだけの経済効果が生まれたかにつきまして、アンケートをさせていただくものでございます。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 私からは、子育て関連の事業についてご答弁申し上げます。

まず1点目の、保育所の延長保育時間の延長につきまして、子どもの安全・安心が確保できる体制を整えられるのかというご質問でございますが、この部分につきましては、本町のほうも、子どもの安心・安全が第一と考えておりますので、その確保をできる体制を整えて、それからスタートしたいというふうに考えておるところでございます。

それと、次に、不妊症の治療費の関係でございますが、一般不妊治療の種類といたしましては、タイミング法、ホルモン療法、人工受精などがありますけれども、タイミング法、ホルモン療法につきましては保険適用となるため3割負担で済みまして、1回の治療費は数千円程度のことが多いというふう聞いております。

また、人工受精は保険が適用されない自由診療となりますが、1回1万円から3万円程度というふう聞き及んでおるところでございます。

そして、この助成の期限でございますが、資料でございますように、一般不妊治療5万円という事で、年間5万円、これを6年間の助成期間としまして、1人最大30万円の助成を考えているところでございます。

そして、最後になるかと思いますが、学童保育の時間延長の件でございます。

学童保育につきましては、もともと放課後児童健全育成事業ということで、従来は学校が開いてるときだけ、そこでされていたところでございますが、ライフスタイルの多様化等に伴いまして、本町におきましては土曜日も開設をし、終了の保育時間も7時までというところで拡充を進めてきたところでございます。

また、開始時間は学校の始業を目安にしておりますので、夏休み、あるいは学校のある日も含めまして、その目安で今現在開設をしているところでございますが、今回のこの交付金事業の対象としては検討はいたしておりません。

○奥野 学議長 答弁漏れがありましたようですので、企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 失礼いたしました。1点、答弁漏れをしておりました。

子育て世帯の子どもという定義のご質問でございますが、私どもとしては義務教育の修了前の子どもというふうに考えております。

○奥野 学議長 よろしいですか。中原 晶君。

○中原 晶議員 たくさんの質問にお答えいただきましてありがとうございます。

幾つか、さらにお聞きをしたいと思います。

二つ目にお聞きをしました結婚相談所登録助成事業について、人数の上限のことを私お聞きをしまして、その回答としては、初めて取り組むことであるので、どれだけの人数がどこにあるのか探りながら進めていくということでありました。

必要な事業に必要に応じて、不用額が出てきたときに配分をまた改めてするというようなお答えだったかと思えますけれども、そういうことで言いますと、ここに書いてある5名、また、その下の③で若者交流助成事業については5件というふうになってるんですが、年度途中でとか、

見きわめた上で振りかえをするということで柔軟にお考えということでもいいのか、その理解で正しいかどうか確認をしたいと思います。

それから、一般不妊・不育症治療助成事業について、6年間という時限を考えているということでありました。

それを聞きますと、その下の2-3のところ、平成27年度からというふうに事業期間の終了予定が書かれていないところについては、年限を定めてお考えなのかどうかという疑問が発生してきますので、「から」というので終わっているところは、そこだけかなと思うんですが、年限をお考えでしたらお尋ねをしておきたいと思います。

それから、延長保育にかかわって体制を確保してからスタートしたいというお言葉がありました。それは具体的にはいつごろの時期からをお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

質問は以上です。

○奥野 学議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 1点目の上限の件でございますが、国からも今回の交付金は地域の活性化のために使うようにということで、柔軟な対応は可能であるというふうに聞いております。

国の交付金を有効に活用するため、事業の見きわめも行いながら、必要な事業に対しては必要な予算で対応してまいりたいと考えております。

それと、この表の「から」の表現でございますが、私どもとしては少子化対策なりにおきまして、有効であると考えておる事業につきましては、この交付金だけでなく、引き続いて実施してまいりたいというふうに考えております。

ただ、この事業につきましても、ただ、やるということではなく、当然、そこには効果を検証する必要がございますので、その効果も見据えながら今後の事業展開については考えていきたいと考えております。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 延長保育の保育時間の延長の件でございますが、今現在検討しておりますのは、7月ごろを一定のめどとして検討を進めておるところでございます。

何分、夜間保育につきましては、公立保育所ではこの辺ではどこもやっていないという状況もございまして、熊取町で市立保育所が1カ所夜間保育をしているというところがございます。そこらの情報を得まして、早急に整えてまいりたいというふうに考えております。

○中原 晶議員 ありがとうございます。

○奥野 学議長 よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。川端啓子君。

○川端啓子議員 一つだけ、このプレミアム商品券のことでお尋ねします。

皆さん、このプレミアムつき商品券、岬町はどうなってるのというお問い合わせが来ますので、ちょっともう少し詳しく教えてほしいのですが、発売方法は往復はがきによる事前申し込みということは、発行時期が平成27年9月からやから、もうその以前に往復はがきを出すということかなと思うんですね。

もう9月の時点ではきちっと結果がわかっているというのかなというふうに、私もここ見てて思ったのですが、あと、申し込み限度冊数が2冊となっているのは、例えば家族がおうちで何人か家族いてたら、5人いてたら5人の名前ではがきを出すケース、そのうち2冊まではとりあえず当たるのかなとか、ここのところ見てて、ずっと一人でいろんなこと想像してるんですけど、もう少しこのところ詳しくお願いします。

○奥野 学議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 お答えさせていただきます。

プレミアム商品券につきましては、新聞等でもぼちぼち報道されてまいりまして、住民の方におきましても興味、関心が高まってきていることかなと思っております。

先ほど説明させていただいたとおり、私どもとしては9月から商品券の販売を開始したいと考えておりまして、おおむね8月ぐらいから申し込みの受付をさせていただきたいと考えております。

なお、住民の方に対しまして、今回の地域創生の事業等については5月の岬だより等で取り組みの内容を広報させていただきまして、その中で商品券の発行等につきましてもご説明をさせていただきたいと考えております。

2点目の申し込みでございますが、今回、発行予定枚数が8,000冊ということでございますので、これもどれだけ希望者があるかわからないところでございますが、できるだけ多くの方々に使っていただきたいと考えております。

そのため、混雑を避けるためにあらかじめ往復はがきによる事前申し込みという制度を採用させていただきたいと考えておるところでございますが、この申し込みにつきましては、住民の方ということで考えておりますので、世帯ということではなく、住民の方お一人に最大2冊までの申し込みがいただけるという考えでございます。

極端な話でいきますと、子どもさんから高齢者の方まで含めて各1人2冊までの応募をいただけるという考え方でおります。

○奥野 学議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 そしたら、この周知の仕方は岬だよりだけなんですか。それとも、また回覧板でも知らずとか、ほかにもいろんな、例えば町のホームページとか、いろんな町の周知の仕方が今まででもいろいろありますけども、それについては、ただ今回は岬だよりだけなのか、その辺と、できたら、せめて回覧板でもまた知らせてあげてほしいなということと、あと往復はがきで絶対にしなければいけないのか。

何ていうか、なかなかその方によったら、往復はがきを買ってきて出すということがすごく困難な方もいらっしゃるかなとかと思うのですけども、混乱を避けるとか、そういう意味では確かに往復はがきだったら別に並ぶ必要もないしいいかと思うのですけども、ただ、その往復はがきを買ってきて書いて出すということが、また苦になる人もいてるの違うかなと、その辺も思うんですけど、その辺についてはどうされますか。

○奥野 学議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 まず、1点目の広報でございますが、例として岬だよりを挙げさせていただきましたが、新聞折り込み等、あらゆる方法をもちまして住民の方々に周知をしてみたいと考えております。

また、取り扱われる商店におきましては、ポスターとかいろいろ張らせていただく予定もしておりますので、そういう広報媒体等も活用しながら多くの方に周知を図ってまいりたいと考えております。

2点目の応募の方法でございますが、これについては私どももいろいろ悩んだところでございます。確かににはがきという手間をとることによって応募する方が減るということも懸念しておるところでございます。

その一方で、これも全国的な事例がございまして、結構、この商品券を発売したときに混乱して、けが人も出たような事例等もございます。

また、近年では東京駅でのカードの発売時での混乱等も報道されておるところでございまして、できるだけそういう混乱なく、また、高齢者の方も安心してご購入いただける手段として、はがきという手段を考えさせていただいたところでございます。

このはがき以外にも申し込みという方法であれば、例えば、若い人であればインターネットなども使いながらできるようにというのも一つ考えてまいりたいと思います。

それと、発売枚数を申し込みが下回った場合は、改めて先着順ということでさせていただきたいと考えておりますので、初めての取り組みでございますので、どれだけの需要があるかもわか

らないということで、安全を第一に考えた方法でございますので、ご理解をいただきたいと考えております。

○奥野 学議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

原案に反対の方の発言を許可します。

反対の方いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほども質問のところでも申し上げましたが、今回は大変急な対応でご苦労されたところと思います。

これが出てきた背景としては、国が地方創生というかけ声で、地方を活性化させようということから発生しているわけですが、その考え方そのものを私は決して否定するものではありませんが、私は地方から元気を奪ってきたのは一体だれなのかというふうに言いたいと思うんですね。

これまで自民党政治が進めてきた政治によって地方が切り捨てられ、疲弊をさせられてきたということから考えますと、非常に腹立たしい限りであります。

しかしながら、使える補助金を積極的に活用するということによって、一般財源への負担を軽くして、より住民本位の事業に予算が使えるということももう一方でございますから、今回、緊急のことではあったかと思えますけれども、非常に努力をされてご苦労いただいたことと思えます。その努力と苦労には敬意を表したいと思えます。

先ほど、いろいろと聞かせていただきましたが、これは全国で似たような取り組みを繰り返されているわけですから、やはり、この地域、岬町ならではの特色をもっと出せなかったのかなという、そういう思いはありますが、この補正予算によって乳幼児医療費助成制度の中学校卒業までの拡充ということも実現されますし、一つひとつの施策についてニーズはこれから推しはかっていくということもあるかと思えますが、それぞれが決して悪いものをいうわけではありませんので、反対すべきものとは考えておりません。

ただ、先ほどお聞きいたしたところでいきますと、一般不妊・不育症治療の助成事業でいいま

すと、かかる費用からいいますと助成額はもっと拡充するべきだと、こういった点で思い切った施策にならなかったのかというふうには私は少し残念に思うところであります。

それから、子どもが誕生した際の祝い金についても、全国共通カードということでありまして、一般的には百貨店で使うものかなというふうには受けとめているのですが、これは地域を元気にするものでなくてはなりませんから、この岬町の、この地域の中でそのカードを使って消費ができるのかということ考えたときに疑問を感じるようなところがあるのですね。

そういった点で少し残念だなと思う点ではありますが、この交付金を積極的に活用しようと、その姿勢と、また、それに向けてさまざまな書類、事務手続等ご苦労されてきたことを鑑みて賛同する立場であります。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。道工晴久君。

○道工晴久議員 議案第37号、平成26年度岬町一般会計補正予算（第7次）について、賛成の立場で討論を行います。

本補正予算は、地方創生総合戦略事業と住民生活等緊急支援事業がメインであります。衰退してきている岬町にとってカンフル剤になるというふうには考えます。

岬町のオリジナル事業をしっかりと実施することにより、住民に喜んでもらえると考えます。特に出産祝い事業や若い世代の方の定住につながりますし、プレミアム商品券の発行は地域の商工業の振興にもつながります。

地方創生総合戦略事業や住民生活等緊急支援事業をしっかりと根づかせ、町長の押し進めておられますぬくもりのある町政運営ができると確信をいたし、賛成討論といたします。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 賛成の立場で。先ほど質問させていただいた中で、何も反対する要因がございませんので、やはり賛成の立場として一言申し述べておきたいと。

本来自民党の思いつきの勝手なそういう緊急対策という事業ですけども、それに乗っからんわけにはいきませんし、やはり、乗って補助金をいただくと、交付金をいただく、これが一番賢明なやり方と思うのですが、ただ、時間的に余裕がなかったと。11月の国の方針で、1月に説明を受けて、2月に提出と、大変担当課四苦八苦した事業の部分ですけども、これだけの国に対して提出したというのであれば十分と思うのですよ。

ただ、1点だけ危惧するのは、これだけのハードな事業をする中で一番心配してまますのは、この事業に伴って、やはり現場では大変ご苦労がかかると思うのです。やはり、働くものの立場として、余りにも事業するために労働者の権利とか身分関係を無視した、そういうような町政運営

をしていただいたら困るという意味から、一つ申し述べておきたいのが、この子育て支援事業等においても保育の延長ですね、この部分についても、やはり今後、既に現場との交渉は、お話は協議されたと思うのですが、もし、されてないとするなら、本当に早急に現場との協議をしていただくということを意見をつけ加えてこの事業に賛成の意見を述べておきたいと思います。

ということで、現場との交渉とかいろんな部分を必ずやってなければやっていただきたいと。やっておれば結構な話ですけど。その意見を申し述べて賛成討論といたします。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより議案第37号、平成26年度岬町一般会計補正予算(第7次)の件を、起立により採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程3、議案第38号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 日程3、議案第38号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律(平成25年法律第95号)の改正等に準じ、本条例に所要の改正を行うものでございます。

本条例の改正に当たっては、参考資料として一般職の職員の給与に関する条例(案)の概要についてを配付させていただいておりますので、当該資料に基づきご説明申し上げます。お手数ですが、ご参照のほどお願いいたします。

まず、1、今回の条例改正の趣旨でございます。平成26年8月の人事院勧告で示された給与制度の総合的見直しの内容を踏まえ、改正を行うものでございます。

この給与制度の総合的見直しのうち、民間給与との格差に基づく給与改定部分につきましては、平成26年12月定例会に一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例として上程し、

ご審議をいただき、可決賜ったところでございます。

本定例会におきましては、この後ご説明申し上げる部分について法改正に準じて改正をお願いするものでございます。

今回、改正をお願いする 2、給与制度の総合的見直しにおいて措置すべき事項でございますが、大きく分けて3点ございます。

まず1点目が、地域間の給与配分の見直し、すなわち給料表水準の見直しでございます。

2点目が、世代間の給与配分の見直し、すなわち50歳代後半層の水準見直しでございます。

3点目が、職務や勤務実績に応じた見直し、すなわち管理職員特別勤務手当の見直しでございます。

これらの内容について、3、条例案の概要に沿ってご説明申し上げます。

まず(1)給料表水準の見直しでございますが、大きく分けて2点ございます。

①給料表の引き下げ及び現給保障につきましては、別表第1及び別表第2において給料表等の改正を行っております。

内容といたしましては、民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、給料表の水準を平均で2%引き下げております。

また、給料表水準の引き下げとなる職員に配慮しまして、新たな給料表の給料月額が切りかえ日の前日(平成27年3月31日)に受けていた給料月額に達しない職員に対しては平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、激変緩和のための経過措置として、その差額を支給することとしております。

次に、②地域手当の支給割合の見直しにつきましては、第13条の2及び附則第7項において改正を行っております。

内容といたしましては、①でご説明申し上げました給料表水準の引き下げに伴い、地域手当の見直しを行うこととし、本町の級地区分(6級地)に基づき、地域手当を現行の3%から6%に引き上げるとして、附則第7項において平成30年3月31日までの特例として、100分の6を超えない範囲で規則で定める額とされていることから、段階的に引き上げるものとしております。

なお、平成27年度の地域手当の支給割合につきましては4%とされております。

続きまして、(2)50歳代後半層の水準見直しでございます。こちらにつきましても大きく分けて2点ございます。

まず、①50歳代後半層の号級の引き下げでございますが、別表第1及び別表第2において給

料表等の改正を行っております。

50歳代後半層において、公務員給与が民間給与を上回っていることを踏まえ、給料表の水準を平均2%引き下げの中で、50歳代後半層の職員が多く在職する号俸につきましては、最大4%引き下げることとしております。

次に、②55歳を越す職員の1.5%減額の廃止でございます。

50歳代後半層の水準見直しに伴い、3年間の経過措置の期限にあわせて平成30年3月31日で55歳を越える職員の1.5%減額支給措置を廃止することとしております。

続きまして、(3)管理職員特別勤務手当の見直しでございますが、第21条の2へ新たに項を追加しております。

管理職員が災害への対応など臨時、緊急の必要により、やむを得ず平日深夜(午前0時から午前5時の間)に勤務した場合に対し、勤務1回につき6,000円を超えない範囲で規則で定める額を支給することとしております。

資料の裏面をごらんください。

続きまして、(4)給料の減額でございます。この給料の減額につきましては、現在、本町で実施している第2次集中改革プランに基づき、引き続き平成27年度も職員の給料月額を2%減額するものでございます。

(5)の施行期日でございますが、本条例は平成27年4月1日より施行することとしております。

なお、職員団体との協議は理解を得て終了しております。妥結している状況でございます。

本件につきましての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対の方、いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 では、次に原案に賛成の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原 晶議員 今回は職員組合との協議が理解を得て終了している、合意を得ているという報告

がありましたので、賛同したいと思います。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第38号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件を、起立により採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程4、議案第39号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 日程4、議案第39号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、給与制度の総合的見直し等が退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、現行の退職手当の支給水準の範囲内で職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため退職手当の調整額を改定することとした国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の改正に準じ、本条例に所要の改正を行うものであります。

本条例の改正に当たっては、参考資料として、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要についてを配付させていただいております。当該資料に基づき説明申し上げます。ご参照のほうお願いいたします。

まず、1、今回の条例改正の趣旨でございますが、先ほど、提案理由でご説明申し上げたとおり、給与制度の総合的見直しの影響を踏まえ、現行の支給水準の範囲内で職員の公務への貢献度をよりの確に反映させるよう、国の制度の準じる措置を講じるものでございます。

今回、改正をお願いする本条例案の概要につきましては、2、条例（案）の概要にお示ししております。

今回の改正のポイントは大きく分けて2点ございます。

まず1点目は、（1）の調整額の引き上げでございます。第6条の4において改正を行ってお

ります。

退職手当につきましては、資料下部の退職手当の算定構造にお示ししているとおり、退職手当基本額に職員の退職前の職責に応じて加算される調整額を加えて算出しております。

このたびの改正では、調整額に関し職員の公務への貢献度をよりの確に反映させるよう、引き上げを行っております。

引き上げ内容でございますが、まず第1号区分、職務の級が6級の者、部長、理事及び副理事につきましては、調整額を3万3,350円から4万3,350円に引き上げております。

次に、第2号区分、職務の級が5級の者、課長及び課長代理につきましては、調整額を2万5,000円から3万2,500円に引き上げております。

次に、第3号区分、職務の級が4級の者、主幹につきましては、調整額を2万850円から2万7,100円に引き上げております。

次に、第4号区分、職務の級が3級の者、係長及び主査につきましては1万6,700円から2万1,700円に引き上げております。

なお、第5号区分、主事等につきましては、引き続き調整額は0円となっております。

続きまして、2点目のポイントとして、2の勤務期間が24年以下の退職者に対する調整額の支給でございます。

第6条の4によって改正を行っております。

これは、第4号区分、職務の級が3級の者、係長及び主査につきましては、これまで勤続期間が24年以下の者に対し調整額を支給しないこととしておりましたが、このたびの退職手当法の改正に準じて支給できるようにするものです。

(4) 施行期日でございますが、本条例は平成27年4月1日より施行をお願いするもので、平成26年度末にこの3月31日付の退職者には影響はございません。

なお、職員団体の協議を済ませ、内容について理解を得て妥結しております。

本件につきましてはの説明は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第39号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件を、起立により採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程5、議案第40号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程5、議案第40号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、保険料賦課限度額の引き上げ及び財政基盤強化策の恒久化等について、国の基準に準じて改正をするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。

議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

なお、説明につきましては、議案書とあわせて送付いたしております岬町国民健康保険条例の一部改正の概要により、説明をさせていただきます。

まず、賦課限度額の改正につきましては、保険料の負担感が強い中間所得者層の負担軽減を図り、被保険者間の負担の公平性を確保するため保険料賦課限度額を基礎賦課限度額については1万円、後期高齢者支援金等賦課限度額についても1万円、介護納付金賦課限度額については2万円をそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、改正条項につきましては記載のとおりでございます。

次に、財政基盤強化策の恒久化に伴う改正につきましては、平成26年度までの暫定措置であった都道府県の共同事業が恒久化されたことに伴う改正で、これまで附則で定めていたものを恒

久化に伴い本則に規定をするものでございます。

改正条項につきましては記載のとおりでございます。

次に、引用条項の修正につきましては、保健事業として特定健康診査等の実施について、規定をしております第10条において引用している条項のずれを修正するものでございます。

また、附則といたしまして施行期日を平成27年4月1日と定めるとともに、経過措置として、この条例による改正後の国民健康保険条例の規定は平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による旨の経過措置を定めております。

以上が改正内容の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原 晶議員 この提案は、賦課限度額の最高限度額を引き上げるというものでありまして、岬町の国民健康保険の被保険者は全体として非常に所得の低い水準にあるということかと思っておりますので、保険料の軽減を図るには町としては限界があるということも承知はしているところであります。

しかしながら、最高限度額の引き上げという対応では根本的な解決には至らないことから、賛同できない立場であります。

○奥野 学議長 次に原案に賛成の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 いらっしゃいませんか。

ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第40号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件を、起立により採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程6、報告第1号、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件について報告を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程6、報告第1号、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件について、ご報告いたします。

町道畑山線道路側溝の水路で発生した転落事故にかかる損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行います。

裏面の専決処分書をご参照願います。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

記

1. 損害賠償及び和解の相手方 大阪府泉南郡岬町淡輪5746番地の25 國部 仁氏

2. 損害賠償の額 46万2,716円

3. 事故の概要 國部 仁氏が平成25年11月15日、町道畑山線を歩行している際、道路側溝の水路に転落し、受傷したことでございます。

補足いたしますと、事故発生時刻は午後8時ごろでございます。事故の発生場所は、岬町淡輪4507番地先の町道畑山線で、淡輪老人福祉センターの少し東側でございます。

被害者は、淡輪老人福祉センターであったお通夜の帰りの途中に、畑山線に接する駐車場入口付近の床版の上を歩いていたところ、その先にある道路側溝から水路に転落し負傷したものでございます。

なお、損害賠償額につきましては、全額、全国町村会総合賠償補償保険から補填を受けるものでございます。

専決理由は記載のとおりでございます。

平成27年3月17日に専決処分をいたしましたので、報告させていただきました。

以上です。

○奥野 学議長 これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 事故が発生した状況についてももう少しお聞かせをいただきたいんですが、これ、損害賠償として岬町が補償すると、それに対してはきちんと保険適用といいますか、そういう措置が取られるという報告でありましたが、これは岬町に瑕疵があるということを認めたということでこういう対応をされるのかなと思うのですが、同じ箇所で同じような事故が今後発生しないかどうか、どういった状況であったのか。事故が発生した後、岬町の側に瑕疵があるとすれば、それが改善されているのかどうか、1点お聞きをしたいと思います。

それから、この方については、もう完治をされたというふうに理解をしていいのか、どうか。2点をお願いします。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 まず、瑕疵の状況でございますけども、この方は、当時、夜、お通夜の帰りに駐車場にとめてあったところに戻るということで、その途中で受傷したものでございます。

町は、基本的な考え方といたしまして、町道畑山線の北側のほうに人が歩くという前提のもとで白線を引いております。

それと、この淡輪の会館のほうから横断歩道でありまして、横断して左側通行になるんですけども、駐車場に戻るという前提で我々考えておりました。

しかしながら、一部、個人の駐車場が右側にございまして、そこについては出入りのための床版をかけておりました。

その先が、我々は歩車分離のためのブロックを置いて、黒と黄色でゼブラの形で昼間はよくわかるような状況になっておったのですが、その方が右側を通行したということで水路に転落したと。そのような状況でございますので、我々、その後、転落防止柵、これをそこを囲うような形で工事を完了させております。

今後、この工事については事故が発生しないというように考えております。

それと、この方のけがの状況がかなりひどい状況でございますが、左側の大腿骨の粉碎とか、半月板の損傷がございました。これの治療にかなりの期間を要しましたが、補償契約というか、示談が成立したということでおおむねの回復が行われたと考えております。

○奥野 学議長 よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これを以て質疑を終ります。

これをもつて日程6、報告第1号、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告の件について、報告を終ります。

---

○奥野 学議長 日程7、議員提出議案第1号、岬町議会委員会条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。議会議員、中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまより議員提出議案を提案させていただきます。

議員提出議案第1号、岬町議会委員会条例の一部を改正する件について。

本議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由は、岬町議会議員定数条例において定める議員定数が14名から12名に改定されたことに伴い、委員会で十分な審議を行うため、現行条例の委員定数を見直し、本条例に所要の改定を行うものであります。

提出者及び賛成者は以下のとおりです。

敬称は略させていただきます。

提出者は、岬町議会議員の私、中原 晶でございます。

賛成者、岬町議会議員 田島乾正、川端啓子、鍛冶末雄、出口 実、豊国秀行、道工晴久、辻下正純、竹原伸晃、小川日出夫、反保多喜男、竹内邦博、以上のとおりであります。

岬町議会委員会条例の一部を改正する条例案を説明させていただきます。

岬町議会委員会条例（昭和62年岬町条例）第13号の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号及び第3号中「7人」を「8人」に改め、同条第2項ただし書きを削る。

附則、この条例は平成27年5月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもつて提案理由の説明を終ります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議員提出議案第1号、岬町議会委員会条例の一部を改正する件を、起立により採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程8、意見書案第1号、産後ケア体制の支援強化を求める意見書を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。議会議員、川端啓子君。

○川端啓子議員 ただいま議長の許可を得ましたので、意見書案第4号、産後ケア体制の支援強化を求める意見書案を、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。

提出者、岬町議会議員、川端啓子

賛成者は次のとおりです。

敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員 鍛冶末雄、豊国秀行、辻下正純、道工晴久、反保多喜男、竹内邦博、出口 実、竹原伸晃、田島乾正、小川日出夫、中原 晶、以上であります。

趣旨説明は、朗読によりかえさせていただきます。

産後ケア体制の支援強化を求める意見書(案)

子育て支援は、国や各自治体の取り組みにより、妊娠・出産・育児と切れ目ない支援策が講じられてきましたが、現在、大きな課題になっているのが出産前と出産直後の対応です。妊娠中からの切れ目ない継続的な支援が、特に必要です。

出産により女性の心身には大きな負担が生じます。特に、出産直後から1カ月間は身体的な負荷に加えて、急激なホルモンバランスの変化により、精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要です。

近年、晩婚・晩産により女性の出産年齢が年々高くなってきています。出産する女性の親も高齢化しており、十分な手助けを受けられない状況があります。

また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースが多くなっています。

良好な母子の愛着形成を促進する上で、出産直後の1カ月間が最も大事な時期であり、さらには、産後早期の親子関係が虐待や育児放棄の予防・早期発見などの役割も果たすと言われていきます。したがって、出産直後の母親への精神的・身体的なサポートは欠かせないものとなってきています。

国は平成26年度の予算に、これまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートする妊娠・出産包括支援モデル事業を計上しました。少子化対策を進めるに当たって産後ケア対策は喫緊の課題であり、早急に確立する必要があります。

よって、岬町議会は政府に対し、以下の項目の実現を強く求めるものです。

#### 記

1. 妊娠・出産包括支援モデル事業を着実に実施すること。その上で、本事業の成果を速やかに検証し、全国の自治体で円滑に産前・産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。
2. モデル事業の展開に当たっては、経済的な理由により、産後ケアが受けられないことがないよう、利用者負担軽減策を同時に実施すること。
3. 単なる家事支援ではなく、出産後の母子のこころとからだの適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う人材育成を目的とした研修を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月26日

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）であります。

大阪府泉南郡岬町議会

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○奥野 学議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより意見書案第1号、産後ケア体制の支援強化を求める意見書について、起立により採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

先ほど、中原 晶議員から提出いただいた提出議案番号が言い間違ったようであります。

議員提出議案第4号という発言をされました。ここは第1号でございます。訂正させていただきます。

○中原 晶議員 意見書案の議案番号が第1号でしょう。一番最後の議案ね、それを提案者が第4号と、提案するとき、そこの席で間違うて言ったということを言いに行ったんです。川端議員が間違いはったの。それをちゃんと言って訂正しておいてあげたらどうかなと思ったんやけど。

○奥野 学議長 もう一度、川端議員から訂正のところだけお願いします。

○川端啓子議員 済みません、訂正させていただきます。

もう一度、最初のところだけ朗読させていただきたいと思います。

ただいま議長の許可を得ましたので、意見書案第1号、産後ケア体制の支援強化を求める意見書案を会議規則第14条に規定により、別紙のとおり提出いたします。

このように訂正お願いいたします。

○奥野 学議長 以上をもって、今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

慎重審議ありがとうございました。

続きまして、本年4月30日をもって勇退されます川端啓子議員、鍛冶末男議員、竹内邦博議員から退任のあいさつの申し出がありますので、これを許可します。

川端啓子君、鍛冶末男君、竹内邦博君は演壇前にお越しく下さい。

まず初めに、川端啓子君。

○川端啓子議員 ただいま議長にご配慮いただきまして、最後のごあいさつをさせていただけることに本当に感謝申し上げます。

4期16年間無事に務めさせていただき、勇退できること、本当に感無量であります。16年間の議員生活で得られた知識、経験を通して人生の幅を広げることができたと確信しております。誰もが経験することができないこの議員を経験させていただいて、本当によかったと感謝の思いでいっぱいです。

定例会ごとの質問に女性の視点を生かせるようにと思い、子育て施策、また高齢者施策などのあらゆる情報を見つけては勉強に行ったことが本当に懐かしく思い出されます。

特に、男女共同参画は、当時は当町だけでなく、社会全体が男女共同参画社会への理解が進んでおりませんでした。

でも、今日におきまして、当町でも女性理事が誕生して、本会議場にも2人も座っておられるということがすごくうれしくて、時代の流れを感じ、本当に大変喜んでおります。

今後は、高齢化の進展も伴い、ますます行政の役割もふえ、また議員各位も住民からの要望に応えるニーズに悩まされる日々をまた送られるでしょうが、私もこれからは住民の一人として陰から支えさせていただこうと思っております。

そして、岬町の発展のために寄与させていただくつもりであります。

終わりに当たりまして、行政、議員各位の皆様方のご健康、ご多幸をご祈念し、簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

(拍手)

○奥野 学議長 続きまして、鍛冶末雄君、お願いいたします。

○鍛冶末雄議員 3期12年間、皆様方にいろいろお世話になりましたことを心よりお礼申し上げます。

議員仲間からはアドバイスとか、また注意事項とかいろいろご指摘いただきました。行政のほうは、何もわからない自分をいろいろと懇切丁寧に教えていただき、本当に感謝しております。

一番感謝すべきは、住民相談ですね。3期12年間の間で約1,500件もらったのです。それに基づいて自分の成長の場になったと感謝しております。

私も今からは一住民として岬町の行政に協力させていただきます。

そして、最後に自然豊かな岬町、岬町独自の観光を今から精いっぱいPRしながら、また地方の発展に努めていただきたいと思います。

皆様方のご健康とご健勝を祈念しまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○奥野 学議長 続きまして、竹内邦博君、お願いいたします。

○竹内邦博議員 皆さん、私は3期12年、議員として生活をさせていただきました。また、いろんなお勉強もさせていただきました。

ここにおられる皆さんとは4年間、いろいろと勉強をしたり、また、いろんなアドバイスをされたり、いろいろ本当にご協力ありがとうございました。

特に、私は町長にお礼を言いたいのです。いろいろと難問ぶちましたけれど、本当に適切に処理していただき、ありがとうございました。

ここにおられる皆さん、私も町の外郭団体、いろんなことで携わっておりますので、また、いろいろなところでお会いできると思いますけれども、そのときにはご協力のほどお願いいたします。

どうも長いことありがとうございました。

(拍手)

○奥野 学議長 3議員におかれましては多くの役職につかれ、議会議員としての重責を全うされ、大変ご苦労様でございました。

お体には十分気をつけていただき、今後とも岬町の発展のためにご支援、ご協力をお願いいたします。

本当にありがとうございました。

(拍手)

○奥野 学議長 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成27年第1回岬町議会定例会を閉会いたします。

(午後2時29分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成27年3月26日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 辻 下 正 純

議 員 反 保 多 喜 男